

米国特許情報

コンピュータ関連発明の特許適格性に関する最近の興味深い CAFC 判例

2017年09月04日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

CAFCは、2017年8月15日に、コンピュータ関連発明（ソフトウェア）の特許適格性に関し、興味深い判決を下しました。多数派は、係争クレーム発明が抽象的概念を対象とするものではないと認定したのに対し、少数派は抽象的概念を対象とするものであると認定しました。本件においてコンピュータ関連発明（ソフトウェア）の特許適格性がどのように判断されたのかを知ることは、当該技術分野の米国特許プラクティスをする上で非常に有益であると考えます。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebookにつきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。